

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税2)
	政策評価の対象税目	
	上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】      【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	<p>(現行制度の概要)</p> <p>特別償却又は投資税額控除</p> <p>国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。</p> <p>・対象設備：機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上)</p> <p>・特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品      取得価額の45% 建物・附属設備・構築物      取得価額の23%</p> <p>・税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品      取得価額の14% 建物・附属設備・構築物      取得価額の7% (当期法人税額の20%までを限度とする)</p> <p>(要望の内容)</p> <p>国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10及び第68条の14において令和4年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>(関係条項)</p> <p>国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条 租税特別措置法第42条の10、第68条の14、同施行令第27条の10、第39条の44、 同施行規則第20条の5、第22条の27、 地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号</p>
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成29年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度:創設 平成27年度:拡充 (適用対象に インターナショナルスクール整備事業、革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。) 平成28年度:見直しの上、延長 (特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長。) 平成30年度:見直しの上、延長 (特別償却及び税額控除の率、特定事業の範囲(国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外)、特定事業の要件(規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定)を見直した上で、2年延長) 令和2年度:見直しの上、延長 (特定事業の範囲(高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営、高度医療施設の外国人患者に対するサービスの提供、外国籍企業が行う統轄事業の特定事業からの除外)を見直した上で、2年延長)
8	適用又は延長期間	2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	政策目的及びその根拠
		<p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(政策目的の根拠)</p> <p>・ 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 (課税の特例) 第二十七条の二 認定区域計画に定められている特定事業(第二条第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)を実施する法人であって、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当</p>

		<p>該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>・ 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義)</p> <p>国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>
	<p>達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかった規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。</p> <p>その際、実効性を確保するために規制の特例措置について過度な要件を付さないことはもちろんのこと、スピード感と実行力をもって取り組むことが特に重要である。規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、PDCAサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築するものである。</p> <p>特別償却又は投資税額控除等特例措置の延長においては、国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目的とする。</p>
		<p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <p>各国家戦略特区において、各区域方針に定める目標を達成するため、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展に寄与する。</p> <p>具体的事例として、国家戦略特区内で、法人が先進性のある特定事業を行うことを検討(規制改革等の活用も含め)した場合、先進的、革新的が故に、通常の設定投資よりも導入当初はリスクがあるため、当初リスクを軽減し、継続的に事業が行えるよう、政策支援による後押しが必要である。本税制を活用することで、先進的な事業の設定投資の後押しとなる。</p> <p>期待される効果は以下のとおり。</p>

			<p>本税制を活用して、先進的な特定事業を進めることで、例えば、まだ問題解決できていない疾病に対する再生医療等製品の開発や、グローバル化の進展に伴う海外資本獲得のための国際的事業による競争力の強化、スマート農業の普及による革新的な農業生産革命の実現に資する事業への後押しとなり、日本において国際競争力のある事業や国際的規模のビジネス展開が見込まれる。</p> <p>本税制を活用して、設備投資が促進されることで、更なる経済波及効果・雇用誘発効果を生み出し、我が国の経済活力の向上が見込まれる(現時点で396億円の設備投資で、経済波及効果約576億円、雇用誘発効果で約1700人を実現)。</p> <p>税のインセンティブを用いた積極的な設備投資による事業のスピード化、支援制度活用による宣伝効果、資金調達時における各投資家の信用度の上昇等、事業の円滑化を図ることができ、特区における企業の事業推進にも効果的である。</p>																								
10	有効性等	適用数	<p>(単位:法人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したものの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年度で合算。(固定資産税については評価を実施していない。)  (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数  (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p>	年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	適用法人数	4	5	4	1	2	2	1								
年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5																				
適用法人数	4	5	4	1	2	2	1																				
		適用額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>41</td> <td>18</td> <td>46</td> <td>0</td> <td>13.46</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>2,311</td> <td>3,697</td> <td>33,517</td> <td>432</td> <td>0</td> <td>965.72</td> <td>1,504.79</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したものの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年</p>	年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	特別償却	41	18	46	0	13.46	0	0	税額控除	2,311	3,697	33,517	432	0	965.72	1,504.79
年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5																				
特別償却	41	18	46	0	13.46	0	0																				
税額控除	2,311	3,697	33,517	432	0	965.72	1,504.79																				

		<p>度で合算。(固定資産税については評価を実施していない。)  (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数  (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p>																																
	減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="598 448 1388 1008"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>平成30</th> <th>令和1</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2,559.62</td> <td>4,082.44</td> <td>36,981.12</td> <td>487.73</td> <td>3.47</td> <td>1,065.19</td> <td>1,659.78</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.67</td> <td>0.29</td> <td>0.75</td> <td>0</td> <td>0.22</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>60.5</td> <td>96.3</td> <td>871.44</td> <td>11.23</td> <td>0.13</td> <td>25.11</td> <td>39.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。</p>	年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	法人税	2,559.62	4,082.44	36,981.12	487.73	3.47	1,065.19	1,659.78	法人住民税	0.67	0.29	0.75	0	0.22	0	0	法人事業税	60.5	96.3	871.44	11.23	0.13	25.11	39.12
年度区分	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5																											
法人税	2,559.62	4,082.44	36,981.12	487.73	3.47	1,065.19	1,659.78																											
法人住民税	0.67	0.29	0.75	0	0.22	0	0																											
法人事業税	60.5	96.3	871.44	11.23	0.13	25.11	39.12																											
	効果	<p>(政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況)</p> <p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め95以上となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している10の区域において、合計315もの事業が、それぞれ135回、40回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。これらの新たな規制改革等を含め、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、平成29年度から令和2年度までは、適用9法人で、39,957百万円の設備投資の実績があり、令和3年度から令和5年度までは5法人で、2,470.51百万円の設備投資が見込まれている。これにより産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成がより推進されることとなる。</p> <p>所期の目標の達成状況</p> <p>所期の目標の達成状況は、上記のとおりである。国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性</p>																																

			<p>向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立させる。</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備及び民間主導の事業促進に寄与するという観点から、引き続き延長を要望する。</p> <p>(達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果)</p> <p>国家戦略特区全体における税制支援対象設備投資総額は約 396 億円に上った。この設備投資額が創出した、直接効果・間接1次波及効果・間接2次波及効果を合算した事業創出効果(総合経済波及効果)は約 576 億円と推計される。</p> <p>適用数が僅少であることについて</p> <p>本特例措置の適用件数は累計 13 件と僅少であるが、その原因は、特区及び事業者への制度の周知が不足しているためである。しかし、当該少数の適用実績であっても、事業内容が都市部の大規模建設や再生医療に係る施設及び機械装置であることを鑑みると、いずれの特区も、投資金額規模に加え、波及効果、並びに雇用誘発効果が生まれやすい事業内容であることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>なお、実績が少ないことへの対応として、特区及び事業者への制度の周知をより一層図るため、特区連絡会議で税制支援制度の周知、戦略的広報事業の活用、海外事業者等向けの英語版HPの新設等を実施することを検討している。</p>
		<p>税収減を是認する理由等</p>	<p>平成 29 年度から令和元年度までの国家戦略特区全体における税制支援対象設備投資総額は約 396 億円に上った。この設備投資額が創出した、直接効果・間接1次波及効果・間接2次波及効果を合算した事業創出効果(総合経済波及効果)は約 576 億円と推計され、同期間減収額 447 億円を上回っていることから、税制上の支援措置は国家戦略特区の域内経済に一定程度貢献しているものと考えられる。</p> <p>本要望の実現により、令和4年度に2法人において、11 億円の減収見込額、令和5年度には1法人において、17 億円の減収見込額を想定しているが、特区内の優良な企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効であり、減収額を上回る効果がある。</p>
<p>11</p>	<p>相当性</p>	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制について、国家戦略特区を突破口として除去しようとする</p>

			<p>ものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>
		<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者の資金繰りを支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競争力の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		<p>地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月(R1内閣02)

## 適用数等及び減収額の算定根拠

## 平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	4 件	特区に対する調査	
特別償却実施額	41 百万円	特区に対する調査	
税額控除実施額	2,311 百万円	特区に対する調査	
減収額	2620.78 百万円	2559.62 百万円+0.67 百万円+60.5 百万円	+ +
法人税	2559.62 百万円	$(41 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 2311 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$( \times \text{税率} + ) \times (1 + \text{税率})$
法人住民税	0.67 百万円	$41 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	$\times \text{税率} \times \text{税率}$
法人事業税	60.5 百万円	0.41 百万円+60.09 百万円	+
所得割	0.41 百万円	$41 \text{ 百万円} \times 1\%$	$\times \text{税率}$
地方法人特別税	60.09 百万円	$2311 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$\times \text{税率}$

## 平成 30 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	5 件	特区に対する調査	
特別償却実施額	18 百万円	特区に対する調査	
税額控除実施額	3,697 百万円	特区に対する調査	
減収額	4,179.03 百万円	4082.44 百万円+0.29 百万円+96.3 百万円	+ +
法人税	4,082.44 百万円	$(18 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 3697 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$( \times \text{税率} + ) \times (1 + \text{税率})$
法人住民税	0.29 百万円	$18 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	$\times \text{税率} \times \text{税率}$
法人事業税	96.3 百万円	0.18 百万円+96.12 百万円	+
所得割	0.18 百万円	$18 \text{ 百万円} \times 1\%$	$\times \text{税率}$
地方法人特別税	96.12 百万円	$3697 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$\times \text{税率}$

## 令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	4 件	特区に対する調査	
特別償却実施額	46 百万円	特区に対する調査	
税額控除実施額	33,517 百万円	特区に対する調査	
減収額	37,853.78 百万円	36981.12 百万円+0.75 百万円+871.9 百万円	+ +
法人税	36,981.12 百万円	$(46 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 33517 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$( \times \text{税率} + ) \times (1 + \text{税率})$
法人住民税	0.75 百万円	$46 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	$\times \text{税率} \times \text{税率}$
法人事業税	871.9 百万円	0.46 百万円+871.44 百万円	+
所得割	0.46 百万円	$46 \text{ 百万円} \times 1\%$	$\times \text{税率}$
地方法人特別税	871.44 百万円	$33517 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$\times \text{税率}$



○令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	1 件	特区に対する調査	
特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
税額控除実施額	432 百万円	特区に対する調査	
減収額	487.73 百万円	476.5 百万円+0 百万円+11.23 百万円	+ +
法人税	476.5 百万円	$(0 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 432 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$( \times \text{税率} + ) \times (1 + \text{税率})$
法人住民税	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	$\times \text{税率} \times \text{税率}$
法人事業税	11.23 百万円	0 百万円+11.23 百万円	+
所得割	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 1\%$	$\times \text{税率}$
地方法人特別税	11.23 百万円	$432 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$\times \text{税率}$

令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	2 件	特区に対する調査	
特別償却実施額	13.46 百万円	特区に対する調査	
税額控除実施額	0 百万円	特区に対する調査	
減収額	3.82 百万円	3.47 万円 + 0.22 万円 + 0.13 百万円	+ +
法人税	3.47 百万円	$(13.46 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 0 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$( \times \text{税率} + ) \times (1 + \text{税率})$
法人住民税	0.22 百万円	$13.46 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	$\times \text{税率} \times \text{税率}$
法人事業税	0.13 百万円	0.13 百万円 + 0 百万円	+
所得割	0.13 百万円	$13.46 \text{ 百万円} \times 1\%$	$\times \text{税率}$
地方法人特別税	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$\times \text{税率}$

令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	2 件	特区に対する調査	
特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
税額控除実施額	965.72 百万円	特区に対する調査	
減収額	1,090.3 百万円	1065.19 百万円 + 0 百万円 + 25.11 百万円	+ +
法人税	1,065.19 百万円	$(0 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 965.72 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$( \times \text{税率} + ) \times (1 + \text{税率})$
法人住民税	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	$\times \text{税率} \times \text{税率}$
法人事業税	25.11 百万円	0 百万円 + 25.11 百万円	+
所得割	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 1\%$	$\times \text{税率}$
地方法人特別税	25.11 百万円	$965.72 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$\times \text{税率}$

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	1 件	特区に対する調査	
特別償却実施額	0 百万円	特区に対する調査	
税額控除実施額	1,504.79 百万円	特区に対する調査	
減収額	1,698.90 百万円	1659.78 百万円 + 0 百万円 + 39.12 百万円	+ +
法人税	1,659.78 百万円	$(0 \text{ 百万円} \times 23.4\% + 1504.79 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$( \times \text{税率} + ) \times (1 + \text{税率})$
法人住民税	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 23.4\% \times 7.0\%$	$\times \text{税率} \times \text{税率}$
法人事業税	39.12 百万円	$0 \text{ 百万円} + 39.12 \text{ 百万円}$	+
所得割	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 0.7\%$	$\times \text{税率}$
地方法人特別税	39.12 百万円	$1504.79 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$\times \text{税率}$